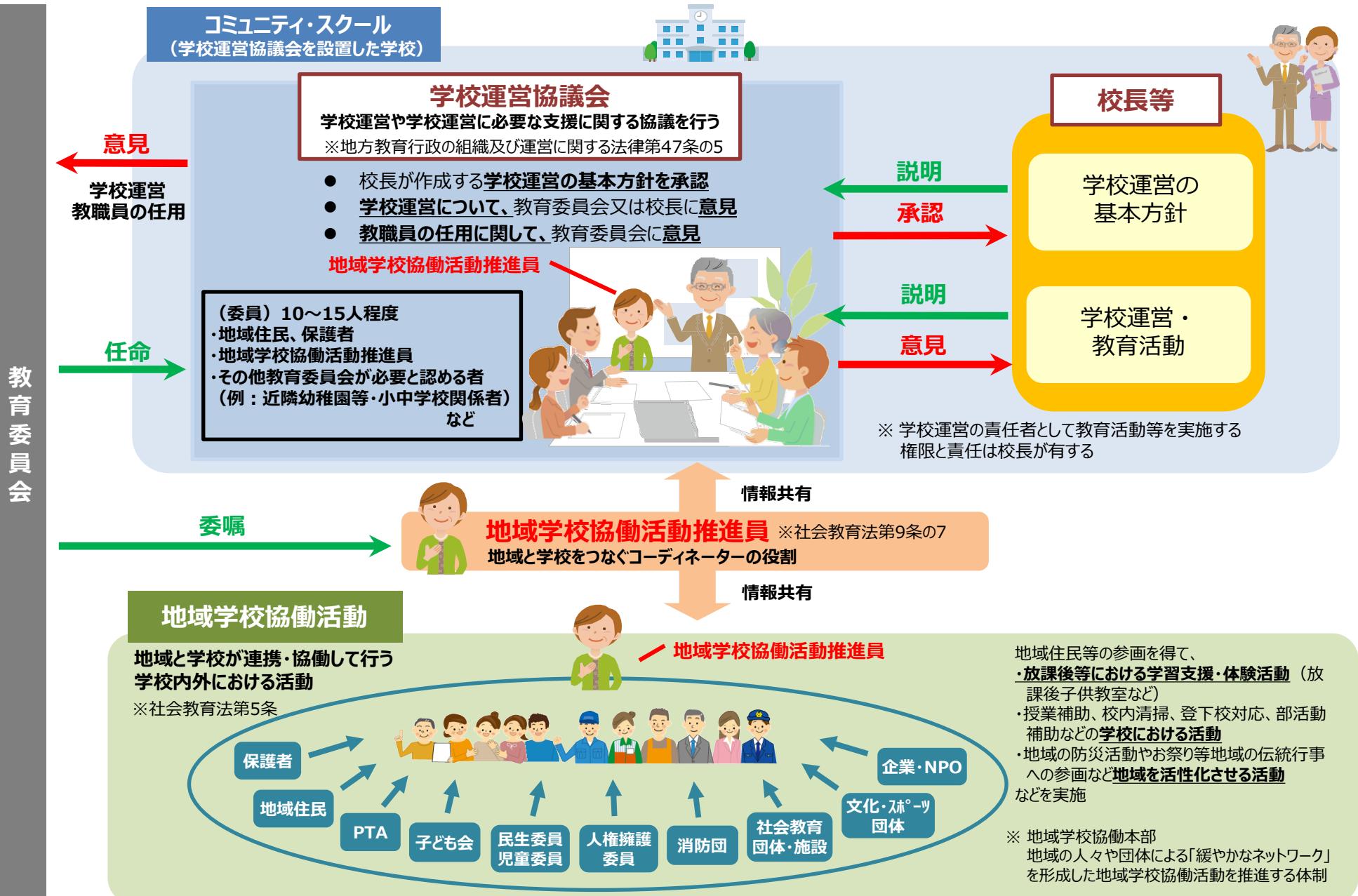


# 文部科学省地域学習推進課の施策について (コミュニティ・スクールを通じた次世代の 担い手育成等)

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課

# コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



# 様々な地域学校協働活動

## 定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせて実施する活動

### 学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化の方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



### 放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



### 学習支援（地域未来塾）

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



### 家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



### 学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



### 地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

## (昭和三十一年法律第二百六十二号) (抄)

**第四十七条の五 教育委員会は、**教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、**当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。**ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 **対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。**

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 **学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。**

7 **学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。**この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たつては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

# 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

**第五条** 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

**第六条** 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

**第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。**

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

# コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)とは

「学校運営協議会」とは、法に基づき、教育委員会により任命された委員が、一定の権限をもって、学校の必要な運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

学校運営に保護者や地域住民等が参画することを通じて、以下の事項を推進。

## ① 地域の声を活かした学校マネジメントの強化

- 「育てたい子供の姿」を学校・地域が共有し、児童生徒・教職員・保護者・地域住民の声を聞きながら、熟議を通して、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを反映する。
- 教育計画の策定・実施・評価のプロセスの中で、教育活動の成果や課題を学校と地域で共有する。
- 学校と地域が協議、説明責任を果たすことを通じて互いの信頼関係を築き、地域とともにある学校づくりを推進する。

## ② 地域資源を活かした教育の充実と課題解決

- 保護者や地域住民等が協働するプラットフォームの中で、
  - ・地域の創意工夫を活かした体験的・探究的な学習等を推進し、児童生徒の資質能力の向上を図る。
  - ・子供・学校・地域の課題解決を図ることで、学校を核とした地域づくりを推進する。

# 法律に基づくコミュニティ・スクールについて

## 【学校運営協議会の主な機能・権限】

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

- ① 校長が作成する学校運営の基本的な方針を承認する
- ② 教育委員会又は校長に対して学校の運営に関する事項について意見を述べることができる
- ③ 教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について、任命権者に意見を述べることができる

## 学校運営協議会の委員

### 1. 当事者性

- ボランティアではなく、特別職の非常勤職員として任命されるため、有償となる。地域の児童生徒、保護者、住民のために、当事者として、よりよい学校運営の実現に向けて責任をもって取り組む。  
(学校運営協議会の委員謝金、会議運営費は国が地方財政措置)

### 2. 自立性・対等性

- 学校運営協議会が一定の権限を有する自立した合議体であることにより、委員と教職員とが対等な立場で協議をすることができ、その結果を学校と地域とともに実現しようという取組につながる。

### 3. 責任

- 学校運営協議会の委員は、承認、意見提出に当たり、学校、児童生徒、保護者、教職員、地域の実情を把握し、課題解決に向けた建設的な提案等を行う責任を有する。
- 承認した基本方針に基づき、目標の実現に向けて、学校運営への協力（外部との連携、地域住民の理解醸成等）について責任をもって取り組む。

# 令和7年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査



文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和7年度（令和7年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

### 公立学校の導入校数



### うち、小・中・義務教育学校



### 導入自治体数



※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

## 一体的な整備状況

### コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方が整備されている学校



### うち、小・中・義務教育学校



## 地域学校協働本部

### 公立学校の整備校数



### うち、小・中・義務教育学校



### 地域学校協働本部数



※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

## 地域学校協働活動推進員等

（地域コーディネーターを含む）

### 地域学校協働活動推進員等の配置人数



### うち、学校運営協議会委員である者



※地域学校協働活動推進員等  
：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

## 今後の方針

- ✓ 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- ✓ 導入促進と質の確保に向けた、自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- ✓ 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る



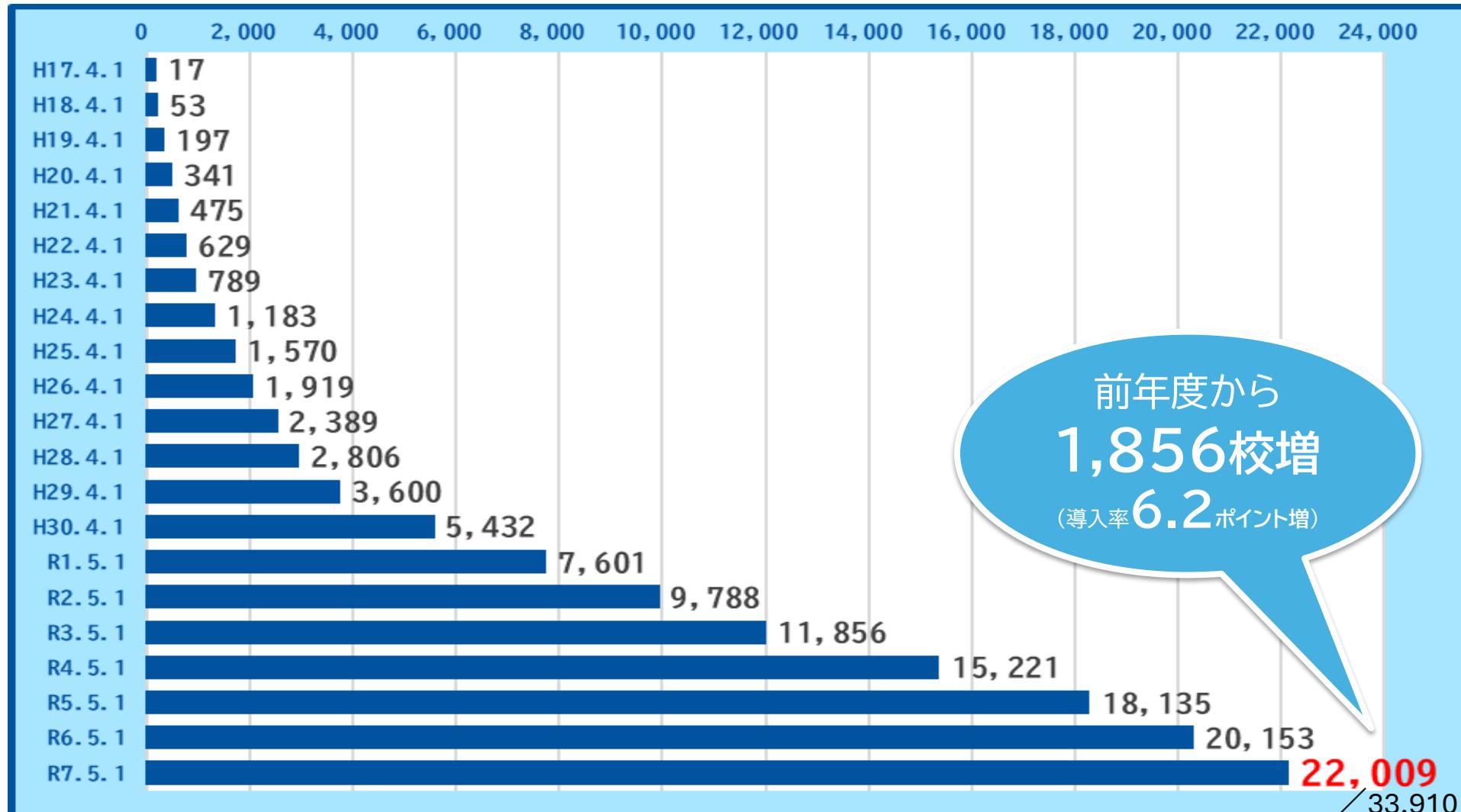
学びの輪、  
地域の和。  
未来へ繋ぐ

コミュニティ・スクールを導入している学校数：**22,009**/33,910 校

(学校運営協議会を設置している学校数)

全国の公立学校のうち、**64.9%**がコミュニティ・スクールを導入

## 全国のコミュニティ・スクールの数

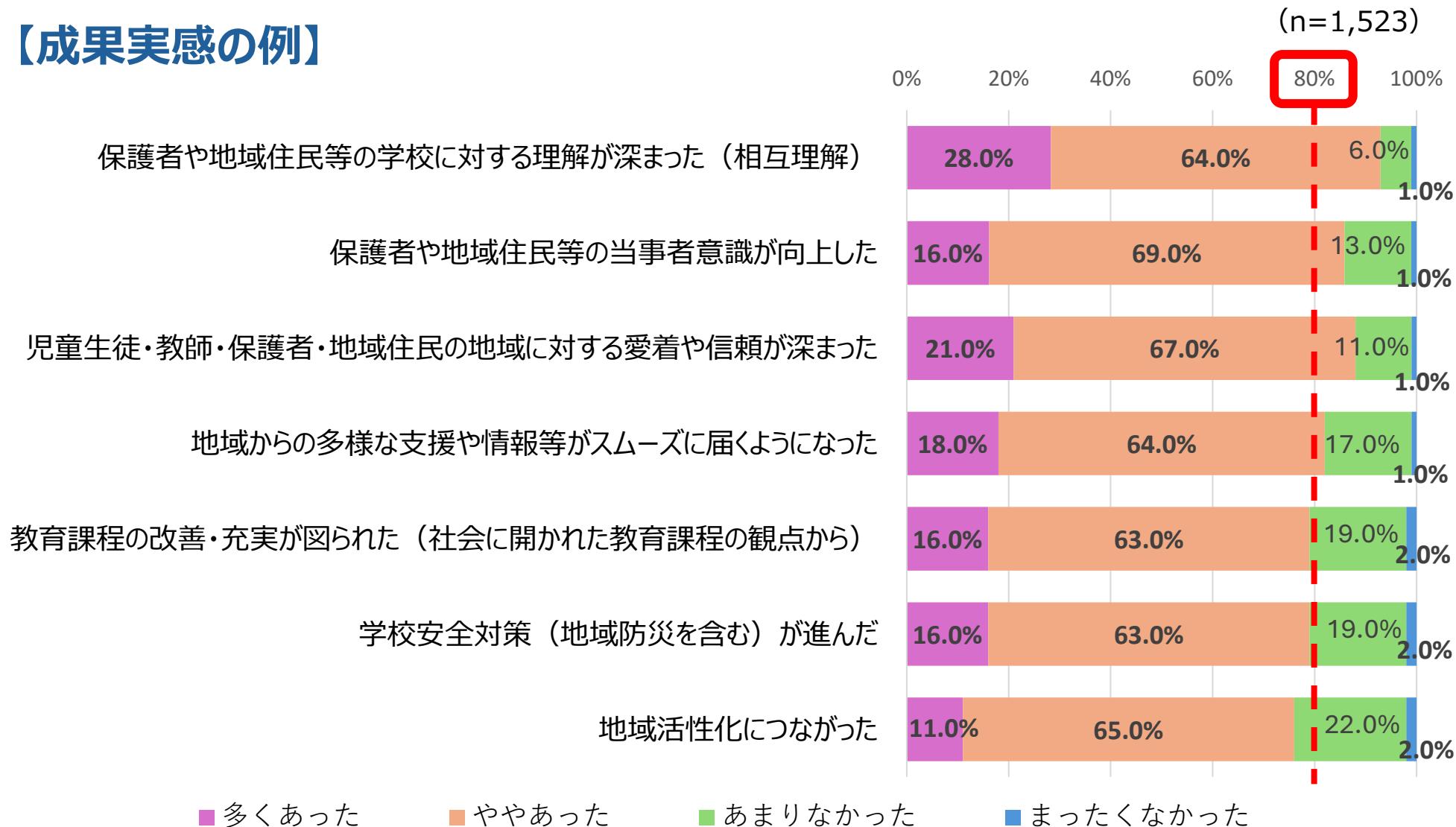


# コミュニティ・スクールの取組に係る教育委員会としての成果実感

令和7年5月1日  
時点

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、学校や地域の課題について、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みを活用して、取組が進んだ／成果が上がったと考えるかどうか、成果実感を調査。

## 【成果実感の例】



# コミュニティ・スクール制度を通じた地方自治機能の強化

## コミュニティ・スクール制度

- ◆ 地域でどのような子供達を育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを、地域住民と共有。
- ◆ 学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組む。



地域住民が教育の当事者となることで、  
責任感をもって学校及び地域の課題解決に取り組む

地域住民が参画・協働することで、  
顔が見える関係となり、学校を中心に地域住民がつながる

大人達の“地域のことを考え、地域のために協働して動く姿”を見て、  
子供達が「自分たちの町、地域は自分達で創る」ということを意識する



コミュニティ・スクールを通じた地域とともにある学校づくりは、  
地方自治の基盤強化につながる。

きっかけになりやすい“子供のこと、学校のこと”を入口として、  
次世代における地方自治の担い手を育成



# コミュニティ・スクールへの若者世代の参画



菅 新汰さん（下関市立大学4回生、山口県山口市在住）

2024年度～

山口県山口市立名田島小学校（出身校）

学校運営協議会委員／地域学校協働活動推進員

地域資源を活かした授業づくりのサポート、探究活動のコーディネート等を担当

## きっかけ

卒業生として学校の創立記念行事に  
関わる中で推進員に興味を持っていた  
ところ、前任の方から声をかけていただく。

## #CS育ち

CSの中学校で育ち多くの活動の場をいたぐる中で、「中学生の自分を地域の方が全員が育ってくれている。」と感じた。  
その原体験から、「**将来は地域のために恩返しをしたい**」という想いを持っていた。

## #広がるつながり

委員や推進員として活動することで、**地域の行事や自治会の会議などに呼ばれることが増えた。**  
住民とのつながりも強くなり、**地域の一員としての自覚もより高まってきている。**

## #地域の変化

若者が参画することで、「**自分よりも若い人が頑張っているので、自分も関われば。**」という保護者世代が出てきた。  
**「行事等に参加するハードルが低くなった。」**という声も。また、**児童も気軽に話しかけてくれるようになった。**

## #提案

**自分の地元、母校に関わりたい学生は一定数存在。若者が主体的に参画してもらえるようにすることが重要。**  
若者にも目に留まる方法で公募したり、まずは地域行事を手伝ってもらったりするところから始めてみては。

# コミュニティ・スクールへの若者世代の参画を促すために！ 大学生対象イベント実施

## CSユースリーダー委嘱

### 大学生等を対象とした 地域活動の担い手育成に関するイベントの 共催大学を募集中！

地域活動へ関わる意欲をもつ大学生を発掘し、  
コミュニティ・スクールや地域学校協働活動への参画を呼びかけ、  
次世代の担い手の育成と人材確保につなげるため、

#大学生等を対象としたイベントの実施  
を令和8年度からスタートします！



#### イベント開催に協力いただいける大学を募集中です！

##### ●イベント概要

対象 大学生等(教員志望者、地域づくりに関心のある学生・若者等)

方法 1日(3時間程度)・対面、参集型での開催を想定

内容 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に関する制度の説明や事例紹介

・活動に参画している大学生等による発表・魅力発信

・若者を募集している自治体・学校の紹介 等

\*詳細については共催大学と検討します

時期 令和8年6~12月(相談の上で開催日時を決定します)

##### ●共催大学側にご協力いただきたい事項

・大学内施設の会場利用

・学生への周知、参加者の募集

・イベント情報の発信

・イベント開催にあたる運営補助 等

##### ●応募

方法 担当までご連絡ください。

締切 令和8年1月16日(金)

担当：文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 地域学校協働推進室 03-6734-3720

### 求む。次世代の担い手！

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に、  
次世代の担い手である若者の参画を促すため、

#若者向けに魅力を発信するCSユースリーダーの委嘱  
を令和8年度からスタートします！



#### 下記の役割を担うCSユースリーダーを募集！



イベント企画・登壇



SNS等での情報発信

興味がある人は  
こちら▼



問合せ先 文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 地域学校協働推進室 03-6734-3720